

2020 教区代表者会議

代議員の皆様へ

## 2020 教区代表者会議代議員の任命及び提言案の原案承認について

主の平和

新型コロナウイルス感染症パンデミックの中、平和の使徒として福音宣教に邁進されていることに感謝いたします。

2021 年 6 月 12 日開催された「広島司教区宣教司牧評議会」において、代議員の任命及び提言案（協働の提言素案 2 つを除く。）について、下記のとおり承認となりましたのでお知らせいたします。

### 記

①2021 年 06 月 12 日現在、代議員候補名簿に登載された者が代議員として任命された。

（司教からの任命書は後日各自へ交付予定）

②提言素案は、次の 2 つを除き提言案の原案として承認された。

- a) 協働⑦「様々な課題を共有して、ともに考え、助け合い、一緒に乗り越えよう」に対応する提言案
- b) 協働⑧「互いの違い（差）を受け入れ、互いの思いを伝え合い、協働しよう」に対応する提言案

なお、2 つの提言案は 2020 教区代表者会議準備事務局（以下、「準備事務局」という。）が修正手続きした上、後日代議員等へ提言案として別に提示する予定です。

つきましては、代議員は当面承認された 8 つの提言案（議題）をもとに小教区・協働体、各グループ、地区や分科会内や分科会の枠を越えた枠組で議論の開始をお願いします（自由な討議がおこなわれます。Can.465）。

以下（次ページ以降）の文書は、代議員の役務等を詳しく説明したものです。必ず読んでおいて下さい。

### 【次ページ以降の目次】

- I. 提言案の議論・審議プロセス
- II. 教区代表者会議当日の提言審議・可否プロセス
- III. 教区代表者会議後
- IV. 代議員とオブザーバーの権利と義務

## < I. 提言案の議論・審議プロセス >

- ① 現行の提言案審議プロセスでは、6月から10月下旬頃まで、各分科会を中心に議論を深めていただきます（同時に小教区内・協働体内・地区内や各グループ同士でも意見交換などを同時進行におこなっていきます）。
- ② 提言案のリアルタイムでの議論は「2020 教区代表者会議コミュニティサイト」（以下、「コミュニティサイト」という。）を通じておこなう予定です。
- ③ しかし、全ての代議員がコミュニティサイトを通じて意見を交換することが難しいことも予想されます。
- ④ そのため、分科会会長の判断により分科会の対面会議や web 会議等の開催も検討していきます。
- ⑤ また、1～2カ月に1回は分科会での議論の途中経過をまとめた文書（中間報告書）を分科会会長や準備事務局又は平和の使徒推進本部会議兼 2020 教区代表者会議実行委員会（以下、「実行委員会」という。）から代議員や小教区等へ郵送する予定です。

※以下の日程は、教皇フランシスコが2023年10月に開催することを宣言された世界代表司教会議<sup>(1)</sup>（以下、「世界シノドス」という。）事務局から今年9月頃に発出されるすべての教区へのアンケートの内容により変更となることがあります。日程変更などがあった場合、その都度、実行委員会から代議員や小教区等へお知らせいたします。

- ⑥ 10月下旬には、各分科会から最終提言案の前段文書（最終報告書）を準備事務局へ提出していただきます。
- ⑦ それをもとに準備事務局では11月10日頃までに最終提言案文書を作成します。
- ⑧ 11月13日開催予定の実行委員会において、最終提言案文書の最終確認をおこない、その後各代議員へ最終提言案を提示いたします。
- ⑨ 最終提言案提示日～11月22日までは最終提言案の軽微な修正等の期間とします。
- ⑩ 代表者会議当日は出来るだけ最終提言案の採択可否表決のみができるよう、⑨の期間には各代議員の前向きなご協力が必要ですので、よろしく申し上げます。

## < II. 教区代表者会議当日の提言審議・可否プロセス >

※あくまでもこのメールを通知した日現在のプロセス案です。今後変わる可能性があります。

- ① 午前中の分科会において、各分科会に審議が付託されている最終提言案の一つ一つについて最終審査をおこないます。
- ② 分科会での最終審査は、数名の所属代議員等による最終提言案に対する可否の意見表明をおこない、その最終提言案について分科会としての採択可否の表決（多数決。参考投票：Can.466、以下同様。）をおこないます。

- ③この表決の意志表明できる者は、その分科会に所属している代議員のみです。
- ④分科会で採択された最終提言案は、午後の全体会へ送付されます。
- ⑤全体会において、各最終提言案の最終的な可否の意見表明を1つないし2つ位おこない、その最終提言案について、全代議員による採択可否の表決（多数決）をおこないます（ひとつずつ可否の投票がおこなわれます）。
- ⑥以上の手続きを経て、採択された提言をまとめ、司教へ提出します。

### < III. 教区代表者会議後 >

- ①司教は提出された提言を採択可否の投票結果（絶対賛成数等）を踏まえ、2023年度以降の教区宣教司牧方針または指針等（「宣教司牧指針等」という。）を作成します（投票結果は各提言に対する回答の優先度・重要度を決定する際の参考にします）。
- ②作成された宣教司牧指針等は2022年復活節頃に教区全体へ公布される予定です。

### < IV. 代議員とオブザーバーの権利と義務 >

- ①代議員権利：「所属する分科会（教区代表者会議当日まで（当日含む））及び全体会（教区代表者会議当日のみ）に対する投票権」と「すべての分科会及び全体会に対する発言権」
- ②代議員義務：「代議員を辞任する場合、司教へ報告する義務」Can.464（この場合、代理を立てることは不可）
- ③オブザーバーの権利：「すべての分科会及び全体会に対する発言権」（ただし、全体会での発言権優先度は代議員に劣る）
- ④オブザーバーの義務：特になし

以上

不明な点がございましたら、2020 教区代表者会議準備事務局 (request@2020synod-hirosima-catholic.info) までご連絡ください。

（凡例）Can.・・・カトリック新教会法典、数字は条数をあらわす。

2021年06月14日  
2020 教区代表者会議準備事務局

---

<sup>i</sup> 「シノドス (Synodus Episcoporum = 世界代表司教会議)」とは、「ともに歩む」という意味のギリシア語で、一定時に会合する司教たちの集会のことです。教皇と司教たちとの関係を深め、信仰および倫理の擁護と向上、規律の遵守と強化のための助言をもって教皇を補佐するために開かれます。またそこでは、世界における教会の活動に関する諸問題を研究します。  
<https://www.cbcj.catholic.jp/2013/10/24/6689/>、カトリック中央協議会より抜粋  
なお、2023年10月開催予定のシノドスのテーマは、「共に歩む教会へー交わりと参加と使命」(カトリック新聞仮訳)です。